

高齢者虐待防止のための指針

株式会社コメディカ

1. 目 的

ハピネス訪問看護ステーション、ハピネスケアプランセンターは、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」（平成 17 年法律第 124 号。以下「高齢者虐待防止法」という。）の実効性を高め、利用者の尊厳の保持・人格の尊重が達成されるよう本指針を定める。

2. 虐待防止に関する基本的考え方

虐待は高齢者の尊厳の保持や、高齢者の人格の尊重に深刻な影響を及ぼす可能性が極めて高く、虐待の防止のために必要な措置を講じなければなりません。
当法人では、高齢者虐待防止法に基づき、虐待の禁止、予防及び早期発見を徹底するため本指針を策定し、全ての職員は本指針に従い業務にあたります。

3. 高齢者虐待の種類と定義

(1) 身体的虐待

高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴力を加えること。

(2) 心理的虐待

高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

(3) 経済的虐待

養護者又は高齢者の親族が当該高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。

(4) 性的虐待

高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること

(5) 介護・世話の放棄・放任（ネグレクト）

意図的・結果的であるかを問わず、介護や生活の世話を行う者（養護者）が、その提供を放棄または放任し、高齢者の生活環境や、身体・精神的状態を悪化させていること。

4 本指針の取扱いに準じて対応する事項の種類と定義

(1) 身体拘束

転落・徘徊防止のために車いすやベッドに体や手足をひもなどで縛ることや、自分の意思で開けることのできない居室等に隔離すること
（「緊急やむを得ない場合」以外は禁止）

(2) セルフネグレクト

自らの意思で必要な医療や介護保険サービスの利用を拒否したり、不衛生な住環境で暮らす高齢者で、客観的には本人の人権が侵害されている状況

5 虐待防止委員会の設置

虐待発生防止等に取り組むにあたって、虐待防止委員会を設置します。

(1) 委員会設置の目的

虐待等の発生の防止・早期発見に加え、虐待等が発生時はその再発を防止するための対策を検討するとともに、虐待防止に関する措置を適切に実施することを目的とします。また、身体拘束適正化も委員会の設置目的に含まれます。

(2) 虐待防止委員会の構成委員

- ・ 当該事業種の統括責任者
- ・ 所属事業所の現場責任者

(3) 虐待防止委員会の開催

事業種別に、定例委員会を定期的に（年に1回以上）開催します。

虐待事案発生時等、委員会の運営責任者が必要と認めた際は、臨時委員会を開催します。

(4) 虐待防止委員会の役割

- ① 虐待に対する基本理念、行動規範の職員への周知に関すること
- ② 虐待防止のための指針、マニュアル等の整備に関すること
- ③ 職員の人権意識を高めるための研修計画に関すること
- ④ 虐待予防、早期発見に向けた取組、ならびに相談・報告体制の整備に関すること
- ⑤ 虐待が発生した場合の対応に関すること
- ⑥ 虐待の原因分析と再発防止策、ならびに防止策の効果の評価に関すること

(5) 実行担当者

委員会の運営責任者ならびに虐待防止に関する措置を適切に実行するための担当者は、当該事業種の統括責任者、ならびに事業所の現場責任者とします。

6 虐待防止のための職員研修に関する基本方針

職員に対する権利擁護及び虐待防止のための研修は、基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発、権利擁護及び虐待防止を徹底する内容とし、以下のとおり実施します。

- ① 定期的な研修の実施（年1回以上）
- ② 新任職員への研修の実施
- ③ その他必要な教育・研修の実施
- ④ 実施した研修についての実施内容（研修資料）及び出席者の記録と保管

7 虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針

- ① 虐待等が発生した場合は、速やかに市に報告し、その要因の速やかな除去に努めます。客観的な事実確認の結果、虐待者が職員であった場合は、厳正に対処します。

- ② 緊急性の高い事案の場合は、行政機関及び警察等の協力を仰ぎ、被虐待者の権利と生命の保全を最優先します。

8 虐待等が発生した場合の相談報告体制

- ① 利用者、ご家族、職員等から虐待の通報を受けた場合は、本指針に従い対応します。
- ② 事業所内で虐待等が疑われる場合は、虐待防止委員に報告し、速やかな解決につなげるよう努めます。
- ② 職員は日頃から虐待の早期発見に努めるとともに、虐待防止委員会及び委員は職員に対し早期発見に努めるよう促します。
- ③ 事業所内において虐待が疑われる事案が発生した場合は、速やかに虐待防止委員会を開催し、事実関係を確認するとともに、必要に応じて関係機関に通報します。

9 成年後見制度の利用支援

利用者およびその家族に対して、利用可能な権利擁護事業等の情報を提供し、必要に応じて、行政機関等の関係窓口、社会福祉協議会、身元引受人等と連携の上、成年後見制度の利用を支援します。

10 虐待等に係る苦情解決方法

- ① 虐待等の苦情相談について、担当者は受け付けた内容を管理者に報告します。
- ② 受け付けた内容は、個人情報の取扱いに留意し、相談者に不利益が生じないよう細心の注意を払って対処します。
- ③ 対応の結果は相談者にも報告します。

11 当指針の閲覧について

当指針は、利用者及び家族がいつでも閲覧ができるよう、ホームページ上に公表します。

12. 高齢者虐待防止のためのマニュアルの設置

本指針にもとづく高齢者虐待防止のためのマニュアルを設置し、職員が虐待防止に向けた適切な対応ができるよう周知徹底します。当該マニュアルの見直しは定期的に行います。

[付 則]

この指針は、令和7年9月1日より施行

(『「高齢者虐待防止のための指針（身体拘束防止を含む）」令和6年3月4日策定』からの変更を行った。令和6年3月4日策定の指針は、「高齢者虐待防止のためのマニュアル」として改編。